



モクレン

梶 税務 経営 ニュース



編集 発行人
梶税理士事務所
税理士 梶 義明

〒933-0947
高岡市本郷1丁目2番7号
河井ビル2階
TEL 0766 (25) 7722(代)
FAX 0766 (25) 7723
<http://kaji.zei-mu.jp>

3月

(弥生) MARCH

21日・春分の日

日	・	12	26
月	・	13	27
火	・	14	28
水	1	15	29
木	2	16	30
金	3	17	31
土	4	18	・
日	5	19	・
月	6	20	・
火	7	21	・
水	8	22	・
木	9	23	・
金	10	24	・
土	11	25	・

3月の税務と労務

- | | |
|---|--|
| 国 税 ／令和4年分所得税の確定申告
2月16日～3月15日 | 国 税 ／1月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)
3月31日 |
| 国 税 ／個人の青色申告の承認申請
3月15日 | 国 税 ／7月決算法人の中間申告
3月31日 |
| 国 税 ／贈与税の申告
2月1日～3月15日 | 国 税 ／4月、7月、10月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合)
3月31日 |
| 国 税 ／2月分源泉所得税の納付
3月10日 | 地方税 ／個人の都道府県民税、市町村民税、事業税(事業所税)の申告
3月15日 |
| 国 税 ／個人事業者の令和4年分消費税等の確定申告
3月31日 | |

ワンポイント 公金受取口座登録制度

預金口座の情報をマイナンバーとともに事前に国(デジタル庁)に登録することで、給付金等の申請の際に申請書への口座情報の記載や通帳の写し等の添付などが不要になる制度。口座情報は行政機関等に提供されて、給付金のほか、年金、児童手当、所得税の還付金等、幅広い給付金等の支給事務に利用されます。

令和5年度 税制改正(案) のポイント



令和5年度税制改正(案)では、家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向けるためNISAの抜本的な拡充や恒久化、相続時精算課税制度の見直しや相続税の計算上加算する生前贈与の期間延長が行われます。また、消費税のインボイス制度開始に伴い課税事業者となる免税事業者の負担を軽減する措置が講じられます。さらに、法人税や納税環境整備の見直しなどが行われます。以下、主な改正項目を整理してみます。

表1 改正項目タイムスケジュール
(○減税、●増税、—どちらともいえない)

2023年 (令和5年)	4月	● 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与の見直し
	10月	— 消費税のインボイス制度が始まる
2024年 (令和6年)	1月	● 帳簿の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置の整備
		○ 新NISAの運用開始
		○ 相続時精算課税制度において110万円の基礎控除が可能に
	● 暦年贈与における相続前贈与の加算期間の延長開始	
4月	● 森林環境税が施行	
2025年 (令和7年)	1月	● 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化
		— 扶養控除等申告書の記載事項の見直し
2026年 (令和8年)	1月	— 個人事業の開業・廃業等届出書の提出期限の見直し
2027年 (令和9年)	1月	— 源泉徴収票の提出方法の見直し
		— 納期の特例申請・青色申告承認申請・青色専従者給与の届出・給与等支払事務所の開設等届出についての簡素化

【改正項目タイムスケジュール】
主な改正項目の適用時期は、左表のとおりです。なお、前年以前の改正項目で適用時期が今年以降となる項目も、記載していません。

NISAの拡充

NISA(少額投資非課税制度)は、購入した株式や投資信託の売却益や配当金が、一定の範囲内で非課税になる制度です。NISAには一般NISAとつみたてNISAとジュニア

NISAがあり、それぞれ非課税となる保有期間や非課税枠などが決められていました。今回の改正により、非課税となる保有期間が無期限となり、非課税枠などが拡充されます(下表参照)。

中小企業者等に対する軽減税率の延長

法人税の税率は23・2%ですが、中小企業者等については、一定の法人を除いて年800万円以下の部分の税率が15%とな

表2 NISAの改正点

	一般NISA	つみたてNISA	ジュニアNISA	改正案
非課税保有期間	5年間	20年間	5年間*	無期限
年間非課税枠	120万円	40万円	80万円	つみたて投資枠：120万円 成長投資枠：240万円
非課税限度額	600万円	800万円		合計1,800万円 (内、成長投資枠は、1,200万円)
その他			2023年で終了	

* 2023年末以降に非課税期間が終了するものについては、18歳になるまで非課税で保有を継続可能

る軽減税率が時限的に設けられています。この軽減税率の特例が2年延長され、令和7年3月31日までに開始する事業年度までとなります。

相続時精算課税制度の見直し

相続時精算課税制度を適用する場合、贈与された財産の価額の合計額から特別控除額2500万円（複数年にわたり控除している場合は、合計で2500万円）まで控除をすることができず。改正では、この控除とは別に、課税価格から基礎控除額110万円を毎年控除することができます。また、相続税の課税価格に加算する金額は、基礎控除額を控除した残額になります。

これにより、生前にまとまった財産の贈与をしにくかった人も、相続時精算課税制度を活用することで、次世代に資産を移転しやすい税制になることが期待されます。

令和6年1月1日以降の贈与から適用されます。

暦年贈与における相続前贈与の加算期間の延長

相続が開始した前3年以内に贈与があった場合、その贈与により取得した財産の価額は相続税の課税価格に加算します。こ

の加算される期間が、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税については、3年から7年になります。

この改正は、暦年課税における資産移転の時期に対する中立性を高めることが目的です。なお、延長された4年間については、贈与を受けた財産から総額100万円を控除した残額が、相続税の課税価格に加算されます。

教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与の見直しと延長

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度を適用した場合、教育資金管理契約の終了日までに贈与者が死亡し、相続税の課税価格の合計額が5億円を超えるときは、非課税抛出资额から教育資金支出額を控除した残額を受贈者が相続等により取得したものとみなされます。

また、教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度を適用した場合に、それぞれ定められた年齢に達したときに非課税抛出资额から支出額を控除した残額があった

ときは贈与税が課税されますが、その贈与税の税率は一般税率が適用されます。

教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度は、令和5年3月31日まで行われた贈与について適用されることになっていましたが、前記の改正が行われた上、教育資金の一括贈与は、令和8年3月31日まで、結婚・子育て資金の一括贈与は、令和7年3月31日まで延長されます。

インボイス制度の負担調整措置

免税事業者がインボイス発行事業者になることなどによって事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる場合には、その事業者が納付する消費税額を、課税標準額に対する消費税額の2割とすることができず。この制度は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までです。

また、課税売上高が一定金額以下の事業者は、課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存によ

る仕入税額控除が認められません。これは令和5年10月1日から令和11年9月30日までです。

電子帳簿等保存制度の見直し

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について、システム対応が間に合わなかったことにつき相当の理由がある事業者等に対する新たな猶予措置を講ずるほか、他者から受領した電子データとの同一性が確保された電磁的記録の保存を推進する観点から、検索機能の確保の要件について緩和措置などが講じられます。

無申告加算税の引上げ

無申告加算税は、納付すべき税額が50万円までは15%、50万円を超える部分については20%の割合で課税されます。これが、納付すべき税額が300万円を超える部分について、30%に引き上げられます。ただし、調査通知以後で更正予知前の期限後申告や修正申告に基づく無申告加算税の場合は、30%ではなく25%になります。

障害者等のマル優(非課税貯蓄)制度

預貯金や公社債などの利子は、原則としてその支払いの際に、所得税及び復興特別所得税、地方税が源泉徴収され納税が完結されます。ただし、障害者等の貯蓄の利子等については、一定の手続により非課税となります。ここでは、障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度(通称、「障害者等のマル優」)について確認します。

(1) 対象となる人

この制度を利用できる人は、国内に住所のある個人で、障害者等に該当する人に限られています。この「障害者等」とは、身体障害者手帳の交付を受けている人や障害年金を受けている人など一定の要件を満たす「障害者」と、遺族年金や寡婦年金を受けている妻など一定の要件を満たす「その他の人(妻)」を言います。

(2) 対象となる利子

非課税の対象となる貯蓄は、預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託および一定の有価証券で、非課税となるのは、これらの貯蓄の元本の合計額が350万円までの利子です。

(3) 申告等の方法

この制度を利用するためには、最初の預入等をする日までに「非課税貯蓄申告書」を金融機関の営業所等を経由して税務署長に提出するとともに、原則として、預入等の都度「非課税貯蓄申込書」を金融機関の営業所等に提出しなければなりません。なお、この申告書を提出する際には、身体障害者手帳や年金証書およびマイナンバーカード等、一定の確認書類を提示し本人確認を受ける必要があります。

(4) 非対面式取引における適用の可否

ネットバンクのように非対面式取引では税法の要求する本人確認ができない場合があります。しかし、預金者の便宜等を考慮し、郵送等により本人確認などの手続が履行された場合には適用が認められます。

Q 義兄が亡くなり死亡保険金が支払われることになりました。受取人となっていた姉はすでに亡くなっており、受取人の変更がされないうまなっていたようで、姉夫婦には子がいなかったため、私が一部を受け取るようになりました。この場合、相続税法上、どのような取扱いとなるのでしょうか。

A 死亡保険金は相続税の課税対象となります。受取人が相続人である場合には、死亡保険金の非課税枠(法定相続人の数×500万円)の適用があります。今回の受取人は義兄の相続人ではないため適用がありません。また、今回の受取人は、被相続人の配偶者や親等の血族以外であるため、相続税額に2割が加算されます。

相続人以外が死亡保険金を受け取ったとき

法人が借地権の返還を受けた場合

法人が立退料その他立退きに要する費用(以下、「立退料等」といいます。)を支払って借地権の返還を受けた場合には、次の金額をその土地の帳簿価額に加算します。ただし、これらの金額が、借地権設定時に土地の帳簿価額を減額した金額よりも少ない場合には、その減額した金額を加算します。

(1) 立退料等だけを支払った場合

その支払った立退料等の金額

(2) 立退料等を支払うとともに土地の上にある建物などを買い取った場合

その支払った立退料等とその建物などの買取価額のうち、その建物の時価を超える部分の金額との合計額

(3) 立退料等を支払わなかった場合

通常支払うべき立退料等の全部または一部を支払わなかった場合でも、原則として、通常支払うべき立退料相当額と実際の支払額との差額は受贈益として認定されません。